
・ 地域で支えあう、人にやさしい

鏡石をつくります！

～ 福祉・安心安全・コミュニティ形成分野～

-1-(1) 高齢者福祉の充実

現状と課題

- ・全国的に少子高齢化が進行する中、町の老年人口比率は約 21.2%、幼年人口比率は 15.6%（平成 22 年国勢調査。県全体では各々 25.0%、13.7%）と、現時点では相対的に「若い世代の多い町」であるといえます。
- ・しかし、将来は、本町においても、高齢化、そして高齢者を支える若い世代の減少につながる少子化が進行していくことが懸念される状況にあります。
- ・そうした中、本町では、3 ヶ年毎に「高齢者保健福祉計画」を改定して、在宅福祉サービスの充実、保健・医療・福祉の連携体制の強化、地域ケア体制の充実、介護予防と介護サービスの推進、高齢者の生きがいづくりなどの施策を実施しています。
- ・子育て施策や高齢者を支える力強いコミュニティづくりなどと連携して、高齢者が安心して暮らせるような地域包括ケア体制を構築し、高齢者福祉の充実に努めていくことが課題となります。

震災が及ぼした影響

- ・避難所となった老人福祉センターでも、壁に亀裂が生じるなどの被害を受けました。
- ・住宅の倒壊などの被害を受けた高齢者も多く、生活の維持・再建に向けて依然として課題を抱えている人たちもみられます。
- ・いわゆる「災害弱者」となりやすい高齢者の生活支援とケアを、継続的に推進していくことが求められています。

年齢階層別人口の推移（国勢調査）

	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)
幼年人口	2,628	2,340	2,193	2,089	1,991
構成比(%)	21.7%	18.9%	17.3%	16.4%	15.6%
生産年齢人口	8,109	8,216	8,292	8,238	8,093
構成比(%)	66.9%	66.4%	65.5%	64.6%	63.2%
老年人口	1,393	1,822	2,169	2,419	2,712
構成比(%)	11.5%	14.7%	17.1%	19.0%	21.2%
合計	12,130	12,378	12,743	12,746	12,815

* 不明値があるため、各階層の積上げ値が合計値と一致しない場合がある。

* 幼年人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上



町民からの提案（「鏡石町のまちづくりに向けた町民提言書（平成 23 年 9 月 28 日）」から）

- ・全国的に高齢化が進んでいるが、町内には元気な高齢者も多いので、高齢者の得意な分野を活かした活躍の場をつくらう。

施策の基本方針

在宅福祉サービスの充実

- ・高齢者が、加齢や疾病などにより支援を必要とした時に、住みなれた地域や自宅で安心して暮らし続けられるように、在宅福祉関連の支援事業を実施します。
- ・介護用品支給、緊急通報システム整備、緊急ショートステイ、施療券給付、寝具クリーニング、福祉電話サービス、食生活改善のためのアドバイスなど、多角的な視点から被

介護者と家族などの介護者の支援を図ります。

地域ケア体制の充実

- ・行政とともに地域福祉、高齢者福祉の中心的な役割を担う、社会福祉協議会の活動の支援を継続します。
- ・地域包括支援センターが核となって、地域の福祉サービスの提供事業所や医療機関、民生委員、健康推進員、食生活改善推進員、福祉関連のボランティアなどと連携し、高齢者福祉や介護に関わる各種の事業を実施します。
- ・地域福祉に関わる活動を行う団体への支援事業を行います。
- ・高齢者福祉に関する幅広い情報の提供や、高齢者を地域で支える重要性について、広報や啓発などを行います。
- ・特に震災の発生により、悩みや問題を抱える高齢者のための相談体制の充実に努めます。

介護予防と介護サービスの推進（介護保険事業のより詳細については、 -2-3 で記述）

- ・介護を必要とする時に、その介護の必要度などから、ふさわしい介護サービスを選択して受けることができる「介護保険制度」の事業運用を行います。
- ・要介護状態になることを遅らせ、あるいは防ぐため、地域包括支援センターを核に、相談事業や体操や運動の指導など、介護予防に関連した事業を実施します。

高齢者の生きがいづくり

- ・高齢者が生き生きと暮らせるように、生涯学習活動の機会の提供、高齢者を対象とした各種の事業を実施します。
- ・高齢者団体の活動、就労、ボランティア活動、健康づくり、レクリエーションなど、多角的な観点から、高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援を行います。

主要な事業（* のついているものは震災復旧・復興関連事業）

事業名称	事業の概要
在宅高齢者への福祉事業	・高齢者の在宅福祉関連の支援（介護用品支給、緊急通報システム整備、緊急ショートステイ、施療券給付、寝具クリーニング、福祉電話サービス、食生活改善など）
社会福祉協議会への支援事業	・町の高齢者福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会に対する経費の一部補助などの支援
地域福祉活動団体への支援事業	・民生児童委員協議会、ボランティアセンター、赤十字奉仕団、須賀川地区保護司会鏡石方部会といった福祉関連団体への経費の一部補助などの支援
老人福祉施設運営事業	・特別養護老人ホーム（社会福祉法人岩瀬福祉会）の運営及び入所負担への支援
介護保険及び介護予防事業	・介護保険事業計画の策定と給付 ・介護状態となることを予防するための相談事業・運動支援事業 など
高齢者生きがい対策事業	・老人クラブ連合会、シルバー人材センターなどの活動に対する経費の一部補助
震災関連相談事業	・震災からの復旧・復興支援のための高齢者相談事業

- 1 -(1)の計画は、社会福祉法第 107 条に定める「地域福祉計画」を兼ねるものとします。

-1-(2) 児童福祉と子育て支援

現状と課題

- ・児童福祉は、生活に困窮している世帯、ひとり親世帯の支援、児童虐待の防止、保育サービスの提供などの役割を果たす重要な行政分野です。
- ・保育サービスは、女性の社会進出を支援する役割も担うこととなります。
- ・こうした需要は、いずれも高まりをみせており、本町では、ひとり親世帯への医療費補助、関係機関と連携した児童虐待の早期発見と問題の解決などを進めています。
- ・保育サービスについては、需要の高まりと多様化に対応するため、鏡石保育所の本園に加えて分園を整備し、保育時間の延長などの取り組みを行うとともに、放課後児童クラブの拡充による児童の放課後の居場所づくり、未就学児を対象とした「つどいの広場」などの事業を行っています。
- ・今後もこれらの事業の継続・充実を図るとともに、まちづくりなどの分野の施策との連携により、安心して快適に暮らせる子育て環境を提供していくことが課題となります。

震災が及ぼした影響

- ・保育所や児童館などにおいて、壁に亀裂が生じるなどの物的被害を受け、保育にも影響が及びました。
- ・一部の放課後児童クラブなどの活動の場となっていた第一小学校の体育館が使用できない状態となったことから、その活動場所が児童館に変更されるなどの影響を受けました。
- ・子どもたちの心も大きく傷ついていると推測されることから、しっかりとケアを継続していくことも重要な課題であると考えられます。
- ・生活困窮世帯の生活再建も、考慮すべき課題です。

保育所及び認定保育園入所者数の推移

		2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
保育所	乳児	8	13	9	11	9
	1～2歳児	58	57	50	48	53
	3歳児	41	33	35	31	33
	4歳児以上	61	64	61	48	59
	合計	168	167	155	138	154
認定保育園	乳児			19	15	14
	1～2歳児			34	47	50
	3歳児			0	0	1
	合計	0	0	53	62	65

児童館・放課後児童クラブの利用者数の推移

		2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
児童館	一時利用	4,992	5,208	4,664	760	2,070
	母親クラブ	1,097	775	620	522	175
	ふれあいサロン	424	918	432	141	35
	合計	6,513	6,901	5,716	1,423	2,280
放課後児童クラブ	一小児童クラブ	99	100	116	72	72
	一小第2児童クラブ				29	27
	二小児童クラブ	32	38	39	32	33
	合計	131	138	155	133	132

施策の基本方針

保育の充実と幼児教育との連携

- ・ 保育所や放課後児童クラブとして利用されている施設と備品の整備と適切な維持・管理を行います。
- ・ 保育内容の充実と、研修などによる保育士などの関連職員の資質の向上を図ります。
- ・ 低年齢児保育や延長保育・一時保育など、保育の多様化を図ります。
- ・ 認定保育園への支援などにより、公民の適切な役割分担による保育サービスの拡大を図ります。

総合的な子育て支援策の推進

- ・ 保育所のもつ地域の子育て拠点機能の強化を図ります。
- ・ つどいの広場事業などの子育て支援策の継続と充実を図ります。
- ・ 子ども手当（児童手当）の支給により、子育て家庭への財政的な支援を行います。
- ・ こども医療費の助成事業を継続します。
- ・ 子どもの遊び場として、児童広場の整備などを進めます。
- ・ 子どもの参加できるイベントの振興、あたたかいコミュニティづくりの支援などにより、地域ぐるみの子育て支援の環境づくりを図ります。

児童福祉の充実

- ・ ひとり親家庭の自立支援の事業をはじめ、既存の児童福祉関連の事業の継続を図ります。
- ・ 各種の福祉サービス事業所のほか、社会福祉協議会や民生児童委員との連携の強化と、各々の活動の充実に向けた支援を行います。
- ・ 児童虐待の未然防止と、早期発見のための啓発や相談事業などの取組みを継続します。

主要な事業（* のついているものは震災復旧・復興関連事業）

事業名称	事業の概要
保育所運営事業	・ 両親の共働きなどにより「保育に欠ける」児童に対して、日中保護者に代わり保育を実施
認定保育園支援事業	・ 民間の鏡石栄光保育園（認定こども園）の運営支援
児童館・放課後児童クラブ事業	・ 第一小学校の校舎改築に併せた児童館・放課後児童クラブ等の整備 ・ 児童の放課後の活動の場としての児童館の運営 ・ 第二小学校における放課後児童クラブの運営
つどいの広場事業	・ 保育所等への未就園の幼児を対象とした、親子の交流や相談などの場の提供
児童公園整備事業	・ 各地区の児童公園（遊具・植栽など）の整備
子ども手当（児童手当）事業	・ 子どものいる家庭に対して、年齢などに応じた手当を支給
子ども医療費助成事業	・ 子どもの医療費に対する助成
児童虐待防止事業	・ 子どもの虐待の防止と早期発見のための情報交換や家庭児童相談員による相談
ひとり親家庭自立支援事業	・ ひとり親家庭に対して、その自立支援のために医療負担を補助
放射線対策事業	・ 児童福祉施設における除染 ・ 放射線量の測定 など

-1-(3) 障がい者福祉の充実

現状と課題

- ・国による障がい者福祉政策は、2005年（平成17年）に成立した「障害者自立支援法」を基本として、従来の「措置」から「サービスの自己選択」へ考え方が転換されました。
- ・これにより、よりきめ細かな支援が可能になった一方で、利用負担の増加を伴うものであり、国において、制度改正の可能性が議論されています。
- ・2013年（平成25年）中に「障害者自立支援法」から「障害者総合福祉法」への制度改正が予定されており、こうした国の動きに引き続き注視していくことが必要です。
- ・本町では、2007年（平成19年）3月に「鏡石町障がい福祉計画」を策定し、障がい者への理解と認識、早期発見と早期療育、福祉サービスの充実、障がい者（児）教育の充実、生きがいと社会参加、やさしいまちづくりといった施策に取り組んできました。
- ・しかし、障がい者を支援する組織や事業所の不足する状況は依然として深刻であり、国や県などの支援を受けつつ、障がい者団体などと連携しつつ、各種の障害者福祉施策の継続と充実に努めていく必要があります。

震災が及ぼした影響

- ・一部の福祉サービス事業所が損壊したことで、障がい者の人たちの利用が困難な時期がありました。
- ・ガソリンの不足により、医療機関への通院などに支障をきたす例もみられました。
- ・障がい者は、避難や情報の入手、移動などのうえで様々なハンディキャップを負っていることから、これらを教訓としていく必要があると考えられます。

身体障がい者数の推移（手帳保有者数）

	2007年度 （平成19年度）	2008年度 （平成20年度）	2009年度 （平成21年度）	2010年度 （平成22年度）	2011年度 （平成23年度）
視 覚	28	26	26	25	25
聴 覚	23	28	26	28	26
音 声	1	1	0	0	0
肢 体	250	254	250	255	253
内 部	130	123	138	140	148
合 計	432	432	440	448	452

知的障がい者数の推移（療育手帳保有者数）

	2007年度 （平成19年度）	2008年度 （平成20年度）	2009年度 （平成21年度）	2010年度 （平成22年度）	2011年度 （平成23年度）
A（最重度・重度）	35	37	36	34	37
B（中度・軽度）	37	41	45	53	57
合 計	72	78	81	87	94

施策の基本方針

障がい者への理解と認識向上

- ・障がい者とその自立支援の必要性に対する理解を高めるため、啓発活動を行います。
- ・学校教育などの場で、保健・福祉に関する知識と理解を高める取組みを行います。
- ・健常者と障がい者を分け隔てることのない「ノーマライゼーション」の思想を基本に、自然な形で交流やふれあいができるような取組みを行います。

早期発見と早期療育

- ・障がいの発生予防のため、妊産婦に対する指導や検診などの取組みを行います。
- ・健康づくり、生活習慣病予防、介護予防などの取組みを総合的に進めます。
- ・検診などにより、障がいを早期発見し早期に治療することに努めます。
- ・障がい者の早期療育に、保健・医療・福祉の関連組織が連携して取組みます。

注) 印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

障がい者福祉サービスの充実

- ・障がい者のための相談事業や情報提供の充実を図ります。
- ・在宅サービスの充実のための多様な施策の推進を基本に、多様なニーズに応える施設福祉サービスの充実を図ります。
- ・社会福祉協議会やボランティアなどを支援し、「地域の力」による福祉向上に努めます。

障がい者（児）教育の充実

- ・福祉と自立促進の観点から、障がい児の保育所などへの入所機会の拡充を図ります。
- ・県などの関係機関との連携により、障がい者（児）の適切な就学を、保護者や本人の意向を尊重して支援します。
- ・養護学校と小中学校の児童生徒間の交流の活発化を図ります。
- ・障がい者の生涯学習やスポーツ・文化活動を支援します。

生きがいづくりと社会参加

- ・企業への啓発などにより、障がい者の雇用の促進と安定を図ります。
- ・国や県の関連組織などと連携して、障がい者の職業訓練などを推進します。
- ・就労の場の確保のための作業所の活動支援、グループホームなどの生活の場の提供を図ります。
- ・スポーツやレクリエーション、趣味などの多様な活動への参加機会の提供を図ります。

やさしいまちづくり

- ・県の「人にやさしいまちづくり条例」の理念と内容を踏まえて、障がい者が安全・快適に利用できる住宅や、施設、屋外環境の整備を図ります。

主要な事業（* のついているものは震災復旧・復興関連事業）

事業名称	事業の概要
障害者自立支援事業	・障害者自立支援法に基づく福祉サービスを受給するための手続きと給付（国の制度に基づく事業。法改正の動きがあった場合には迅速・的確に対応）
地域生活支援事業	・障がい者の生活支援のための事業 ・相談支援、コミュニケーション支援、地域活動支援センター事業、移動支援事業、日常生活用具給付事業、日中一時事業 など
更生医療給付事業・重度心身障害者医療費補助事業	・重度の疾病を抱える障がい者に対して、医療費の一部を給付
人工透析者通院交通費助成事業	・人工透析のため通院する人に対する交通費助成
身体障がい者補装具給付事業	・身体障がい者の部位欠損、機能損傷を補い、日常生活能力の向上のための補装具の交付と修理
その他の障がい者福祉事業	・重度心身障がい者タクシー料金助成事業、在宅重度障がい者対策事業、おむつ券給付事業、一般障がい福祉事務
震災関連相談事業	・震災からの復旧・復興支援のための障がい者相談事業

-2-(1) 医療保険制度の適正な運用

現状と課題

- ・わが国では、すべての人が公的な医療保険制度に加入する「国民皆保険」が実施されていますが、この医療保険制度の柱として、市町村が運営する国民健康保険があり、町民の健康維持、増進に大きな役割を果たしてきました。
- ・また、平成20年度には75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が創設され、県内すべての市町村で構成される「福島県後期高齢者医療広域連合」によって運営されています。
- ・しかしながら、疾病の多様化、医療の高度化等により医療費は年々増加する一方、少子高齢化の急速な進展、就業構造の変化などにより国民健康保険税の収納率は低迷しており、国民健康保険の財政は極めて厳しい状況にあります。
- ・こうした中、国民健康保険については保険財政の安定化を目的とした広域化の検討、後期高齢者医療制度については制度そのものの見直しが進められているなど、その動向に適切に対応していくことが必要となっています。

震災が及ぼした影響

- ・医療保険制度自体に直接影響が及んだわけではありませんが、復興に向けた膨大な支出が必要とされる中、医療保険制度の財政がさらに厳しさを増すことが考えられます。
- ・失業者の増加や、生活再建のための負担増による、国民健康保険税の収納率の低下が懸念されます。

国民健康保険関連の諸数値の推移（年度末の数値）

		2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)
加入世帯数(世帯)		2,320	2,301	2,299	1,941	1,961
被保険者数(人)		5,425	5,257	5,132	4,105	4,068
1人当り負担額(円)		76,741	78,972	80,106	75,965	78,587
給付の状況 (円)	療養諸費	621,309	669,933	696,821	711,395	741,148
	高額療養費	45,730	51,754	56,783	64,723	78,036
	出産育児一時金	8,100	6,950	5,250	6,400	9,802
	葬祭費	2,040	2,190	2,040	730	850
	総額	677,179	730,827	760,894	783,248	829,836
1人当り医療費(円)	一般被保険者分	177,593	185,249	192,113	226,325	238,245
	退職被保険者分	279,580	334,969	380,640	309,269	324,362

国民健康保険税の収納率の推移

	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
調定額	4億3,804万円	4億3,582万円	3億3,582万円	3億4,471万円	3億7,191万円
収納額	3億9,221万円	3億8,856万円	2億9,201万円	2億9,470万円	3億2,034万円
収納率	89.54%	89.16%	86.95%	85.49%	86.13%

施策の基本方針

国民健康保険税の適正な賦課・徴収

- ・保険税の適正な賦課と徴収業務を行います。
- ・滞納者への適正な納税相談、収納体制の強化を図り、収納率の向上に努めます。

国民健康保険財政の安定に向けた総合的取組み

- ・40歳以上を対象とした特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上を図り、医療費の抑制に努めます。
- ・各種保健事業を実施し、町民の健康増進を図るとともに、医療費の適正化に努めます。

医療保険制度改正への迅速・的確な対応

- ・現在国において、国民健康保険制度の広域化、国民健康保険制度と他の公的医療保険制度との統合、後期高齢者医療制度の見直しなどが検討されており、将来はこれらの仕組み自体が変更となる可能性があるため、制度改廃の動きに注視し、迅速・的確に対応します。

主要な事業

事業名称	事業の概要
国民健康保険税の賦課・徴収事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保険税の適正な賦課・徴収 ・滞納者への納税相談、収納体制の強化などの収納率向上対策
国民健康保険財政の安定のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上 ・各種保健事業の実施

-2-(2) 国民年金制度の適正な運用

現状と課題

- ・老後の生活資金や、障がい者や遺族となった場合に備えた資金を積み立てておく公的な年金制度の中核に、日本年金機構が管理・運営する「国民年金」があり、基本的に20歳以上の全ての人に参加が義務づけられています。
- ・そのうえで、企業に勤務している人向けの「厚生年金（会社と本人が各々半々程度負担）」や公務員などのための「共済年金」、そして、さらなる上積みを行うための任意の「年金基金（国民年金基金・厚生年金基金など）」があり、いわゆる3階建ての年金制度が形成されています。
- ・しかし、将来の年金不安などによる不払いが増えているほか、少子高齢化に伴う被保険者の減少と年金受給権者の増加、就業状況の多様化に伴う被保険者資格の複雑化など、多くの課題が生じています。
- ・さらには、世界経済の低迷により、多くの年金や年金基金の運用状況が悪化する状況もみられます。
- ・こうした中、公的年金制度を将来にわたって公平な持続性のある制度としていく観点から、国では、年金制度についても抜本的な見直しに関わる検討を進めています。
- ・本町では、国などによる改正に関わる動向に注視しつつ、年金制度についての周知や広報などの取組みを継続していくことが課題となります。

震災が及ぼした影響

- ・国民健康保険と同様に、年金財政についても、復興支出が必要とされる中、さらに厳しさを増すと考えられます。
- ・本町でも、将来的に町民の老後の生活への影響などが懸念されるため、留意が必要であると考えられます。

国民年金の給付と保険料の推移（金額は概数）

		2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
老齢給付	年金額	145万6千円	152万1千円	159万2千円	159万2千円	170万2千円
	件数	2,427	2,504	2,595	2,595	2,719
障害給付	年金額	12万9千円	12万7千円	12万9千円	13万4千円	15万1千円
	件数	146	144	148	152	173
遺族給付	年金額	3万7千円	3万9千円	2万6千円	2万9千円	2万4千円
	件数	49	53	36	38	37
計	年金額	162万3千円	168万7千円	174万7千円	175万4千円	187万7千円
	件数	2,622	2,701	2,779	2,785	2,929
保険料月額		13,860円	14,100円	14,410円	14,660円	15,100円
第1号(人)		2,427	2,158	2,200	2,159	2,046
第2号(人)		791	794	770	788	783
計		3,218	2,952	2,970	2,947	2,829

施策の基本方針

国民年金関連事務の適正実施

- ・国民年金の請求など、町の窓口でできる各種の手続きについて、迅速・適切に処理します。

年金制度全般にわたる情報提供と相談体制の充実

- ・国民年金をはじめ、公的年金の仕組みについて町民の理解を得るため、関連する情報の周知と広報を行います。
- ・年金は、町の直接の事務事業ではありませんが、町民生活に密接に関わる事からであるため、関係機関との連携など、年金全般に関わる相談体制の充実を図ります。

制度改正への対応

- ・国などによる制度改正の動向などについての情報を収集し、改正が決定した場合には速やかに町民に対しての周知を図ります。

主要な事業

事業名称	事業の概要
国民年金関連事務事業	・国民年金請求などの窓口事務
年金制度の情報発信と相談事業	・年金制度全般の周知と広報 ・年金制度全般に関わる相談体制の整備

-2-(3) 介護保険制度の適正な運用

現状と課題

- ・介護保険制度は、介護サービスを、従来の行政による「措置」から「自己選択」へと変え、地域の力によって支える「介護の社会化」を目的として、2000年（平成12年）に導入されたものです。
- ・介護保険料をあらかじめ納付しておき、介護の必要性が生じた（要介護認定を受けた）際に、その程度に応じて様々な介護サービスの受給を可能とするものです。
- ・本町では、これまでに4期にわたって「介護保険事業計画」を定めて介護保険事業を進めてきました。
- ・しかし、本町でも、高齢化の進行に伴って要介護認定者が増加し、介護の担い手の確保などが難しくなっているほか、介護保険財政の持続性を将来にわたって確保していくことが求められています。
- ・介護サービスの維持・充実とともに、介護状態となることを防止したり遅らせたりするための「介護予防」の取り組みが課題となっています。

震災が及ぼした影響

- ・各種の介護サービスの供給が停止し、介護の必要な人たちの生活に深刻な影響が及びました。
- ・介護をめぐる様々な課題が、震災により顕在化した面もあると考えられることから、今後の施策の推進にあたって教訓としていく必要があるといえます。

要介護認定者数の推移

	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
要支援1	55	49	47	49	46
要支援2	25	48	37	53	63
要介護1	86	66	68	71	59
要介護2	54	49	54	60	74
要介護3	56	55	49	46	51
要介護4	43	50	61	62	57
要介護5	52	52	45	54	45
合計	371	369	361	395	395

*各年10月末現在

施策の基本方針

介護保険事業の計画的な実施

- ・3カ年毎に改定する「介護保険事業計画」に基づいて、介護サービスの需要量を把握し、適切な事業実施を図ります。

介護サービスの維持・充実

- ・住み慣れた自宅で介護を受けることのできる居宅サービスを中心としつつ、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターなど各種施設への通所によるサービスや認知症高齢者グループホームなどの入居によるサービスなど、多様な介護サービスの継続と充実を図ります。
- ・介護に関わる相談や支援のための拠点として、「地域包括支援センター」を運営します。

- ・高齢者や家族に対する総合的な相談事業、被保険者の権利擁護事業、ケアマネージャーへの支援事業など、様々な観点から各種の事業を実施します。
- ・こうした各種の介護サービスの提供のための人材の育成や関連団体への支援を図ります。
- ・ボランティアや民間事業者の力を活用した事業を推進します。

主要な事業

事業名称	事業の概要
介護保険計画策定事業	・介護サービスに関わる事業計画の策定（3ヵ年計画）
介護保険給付事業	・要介護認定者に対しての介護認定と必要な保険給付
包括的支援事業	・介護予防事業のマネジメント、高齢者や家族に対する総合的な相談、被保険者の権利擁護、ケアマネジメント業務への支援 など
介護予防事業	・介護状態になることを予防するための健康相談・運動指導（仮設住宅入居者等も含む） など

-3-(1) 防災性の向上

現状と課題

- ・本町は、1998年（平成10年）の洪水・水害をはじめ、自然災害に見舞われたことがありましたが、地形が平坦であることなどから、その頻度は比較的少なかったといえます。
- ・しかし、阪神・淡路大震災や中越地震なども教訓として、大災害への備えの重要性を認識し、「鏡石町地域防災計画」に基づいて各種の取組みを実施してきました。
- ・消防団を中心とした自主防災組織を組織化しています。
- ・しかし、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災は、従来の想定をはるかに超える激甚災害となり、本町にも大きな爪あとを残しました。
- ・今後は、震災からの復旧・復興と並行して、より災害に強い防災まちづくりを進めていくことが求められています。
- ・その際には、地震災害対策にとどまらず、台風や集中豪雨などの風水害対策や、防火対策など、幅広い分野における対策を検討することが課題となります。

震災が及ぼした影響

- （詳細は、基本構想の「2-2．東日本大震災による被災の概況」を参照）
- ・本町では、死者こそ出なかったものの、建物や道路や下水道などの公共施設の損壊をはじめ、住宅の倒壊などにより避難を余儀なくされた人が多く発生するなど、甚大な被害を受けました。
 - ・さらには、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能漏れにより、風評被害ばかりではなく、高濃度の放射性物質の拡散による土壌汚染などの実害も被り、今後克服しなければならない大きな課題となっています。



町民からの提案（「鏡石町のまちづくりに向けた町民提言書（平成23年9月28日）」から）

- ・平時から地域の連絡網や見守り体制を整え、いざというときに連絡が取りあえ、助けあえるコミュニティづくりをしよう。
- ・町には新しい防災計画の早期策定をお願いしたいが、町民がつくる自主的な防災対策も必要だ。また、火事を対象に少数で行ってきた防災訓練を、多くの町民を交えた総合防災訓練にすることも。開業医が多いので医者マップ、災害時の協力井戸のマップをつくると良い。今回の被災体験を生かして次の災害に備えよう。

主な災害の履歴

被災年月日	災害種別	備考
1941年（昭和16年）7月	洪水・水害	被害世帯80
1945年（昭和20年）4月7日	火災	被害世帯8
1946年（昭和21年）1月1日	火災	被害世帯61
1947年（昭和22年）4月17日	火災	被害世帯66
1966年（昭和41年）6月28日	洪水・水害	
1966年（昭和41年）9月25日	洪水・水害	
1986年（昭和61年）8月5日	洪水・水害	被害世帯73
1998年（平成10年）8月27日	洪水・水害	被害世帯5
2011年（平成23年）3月11日	地震	東日本大震災
2011年（平成23年）9月21日	洪水・風水害	台風15号による被害。ふれあいの森の管理棟の倒壊等

施策の基本方針

震災からの復旧・復興の取組み

- ・他の項目に記述しているように、東日本大震災からの復旧・復興に全力を傾注します。
- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故により漏れ出した放射能汚染の状況について、引き続き監視を続けるとともに、除染や風評被害対策などの取組みを、実施していきます。

多面的な防災対策の推進

- ・災害が発生した際の即応体制の強化を図るため、町の防災の基本となる「地域防災計画」を改定します。
- ・道路や公園の整備、公共建築物をはじめとする建物の耐震化と不燃化、橋梁や擁壁などの構造物の点検強化などの適切な維持・管理、排水施設の整備などを総合的に進めることで、「災害に強いまちづくり」を進めます。

地域の防災力の強化

- ・消防団員の確保や消防装備（車両）の計画的な更新・充実など、消防団の活動の強化に向けた支援を行います。
- ・地域の防災力を強化するため、災害対策の重要性や自主防災組織の充実に関わる情報の提供や啓発を行うとともに、防災訓練の機会の確保、内容の充実を図ります。
- ・高齢者や障がい者、子どもなど、災害が発生した際に、特に助けを必要とする「要援護者」に配慮した防災体制の充実に留意します。

主要な事業（*震災復旧・復興関連事業は、他の項目で記述しています。）

事業名称	事業の概要
防災力の強化関連事業	・「鏡石町地域防災計画」の見直し
地域の防災体制整備事業	・消防団や自主防災組織の活動支援
防災施設設備整備事業	・消防施設整備計画による整備の推進（ポンプ車・小型ポンプ積載車整備・屯所整備） ・防災無線の普及
災害に強いまちづくり事業	・道路・公園・排水施設などの整備 ・構造物の適切な維持・管理 ・建物の不燃化・耐震化の促進（特に役場や小中学校校舎等の公共施設の耐震診断及び耐震化の促進）

-3-(2) 防犯のまちづくり

現状と課題

- ・町民の安心安全な暮らしを実現するうえで、防犯は重要な政策課題です。
- ・治安対策の強化などの結果、犯罪の認知件数自体は、近年減少する傾向がみられますが、インターネットを悪用した犯罪や、電話による詐欺などの新しい犯罪の出現と手口の巧妙化などにより、町民の防犯に対する期待は非常に強くなっています。
- ・こうした中、本町では、2002年（平成14年）に施行した「やすらぎとうるおいのある牧場の朝のまち地域安全条例」を基本に、防犯パトロール活動をはじめとする各種の取組みを進めています。
- ・暴力団対策としては、2004年（平成16年）に「不当要求行為等対策条例」を施行しており、暴力団の追放を目指しています。
- ・今後も、警察や各種団体、地域などと連携して、犯罪の温床をなくすこと、防犯体制を強化していくことが求められています。
- ・テロ対策や外国からの侵略行為から町民を守るため、国民保護法に基づく「国民保護計画」がありますが、その周知なども課題です。

震災が及ぼした影響

- ・被災地では、震災後にも暴動や略奪などの犯罪行為がほとんどみられず、互いが協力し合う日本人の道徳意識の高さが、外国のメディアなどから賞賛されました。
- ・本町においても、震災に乗じた犯罪行為はそれほど多くありませんでした。（放射能測定やがれきの回収にあたっての高額請求の事犯は報告されています。）
- ・しかし、生活の再建などがうまくいかない場合、震災により受けた心の傷が犯罪に結びついていく恐れもあるといわれます。
- ・きめ細かな支援とまちの復興に向けた取組みの重要性が、防犯面でも必要であると考えられます。

本町内における犯罪認知件数の推移

種別	2006年 (平成18年)	2007年 (平成19年)	2008年 (平成20年)	2009年度 (平成21年)	2010年 (平成22年)
粗暴犯罪	1	6	3	2	6
窃盗	179	123	126	128	110
詐欺	15	4	5	1	3
その他	28	24	22	27	32
合計	223	157	156	158	151

施策の基本方針

犯罪の根本原因の除去

- ・犯罪の一因として、解雇や差別などの結果としての貧困、離婚に代表される家庭不和や虐待経験による心の傷などがあげられます。
- ・震災からの復旧・復興の取組みを迅速に、しかも丁寧に行う一方で、雇用の創出・福祉・教育・まちの活性化といった施策を総合的に進め、結果として犯罪の少ない町の実現を図ります。

地域の防犯活動の推進

- ・警察（所轄は須賀川警察署）や町防犯協会をはじめとする関連団体などと連携して、地域の防犯活動を推進します。
- ・各季の防犯運動や全国地域安全運動の周知を図るとともに、自主防犯活動の定着や防犯意識の高揚のための啓発活動などを展開し、安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを目指します。
- ・防犯パトロールなどの運動、暴力追放運動、防犯対策会議の開催による現状把握と対策協議などを行います。

防犯に留意した都市空間づくり

- ・犯罪者にとって、犯罪を行いにくい都市空間づくりに配慮します。
- ・特に問題の多い死角や暗所の解消、道路や公園などの都市施設の整備にあたっての配慮、街路灯（防犯灯）やカーブミラーの設置などを進めます。

テロ対策等の実施

- ・テロや武力攻撃事態に備えて策定されている「鏡石町国民保護計画」に基づいて、警察などと連携したテロへの警戒と未然防止などの取組みを実施します。

主要な事業

事業名称	事業の概要
犯罪の根本原因の除去に関わる事業	<ul style="list-style-type: none"> ・震災からの迅速で適切な復旧・復興 ・雇用の創出・福祉・教育・まちの活性化といった施策の総合的な推進
地域安全活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域安全協議会と活動推進員の活動支援 ・防犯協会の活動支援 ・防犯指導隊員の活動支援 ・駅前地区での防犯対策事業 ・防犯灯の新設・修繕
犯罪防止の都市空間づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪抑止効果を考慮した都市施設（道路・公園など）の整備 など
テロなどの未然防止関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護計画に基づくテロなどの未然防止

-3-(3) 交通安全対策の推進

現状と課題

- ・本町は、県内では相対的に交通事故の発生が多いところであり、2010年(平成22年)に68件発生しました。
- ・交通事故の発生原因は複合的なものであり単純に特定することは困難ですが、比較的平坦で自動車が速度を出しやすいことが影響していることも推測されます。
- ・特に、高齢者を含んだ事故(被害者・加害者とも)や夜間に発生する事故が多いといわれ、今後も高齢化や外出時間の多様化などが進行することが予測されることから、適切な対策を講じていくことが課題となります。
- ・本町では、交通対策協議会、交通安全協会、交通安全母の会といった組織が作られており、交通安全に関わる活動を行っています。
- ・今後も、これらの組織と連携して、交通安全対策をさらに徹底し、「交通事故のない安全で安心なまち」の形成に努めていく必要があります。

震災が及ぼした影響

- ・震災により、道路や橋梁などが被害を受け、陥没や隆起、舗装への割れ目の発生、電柱の傾斜などが発生しました。
- ・このことにより交通事故の発生件数が増加したという明確なデータはありませんが、円滑で安全な交通への影響があったことは事実であると考えられます。

交通事故の発生件数の推移

区分	2006年 (平成18年)	2007年 (平成19年)	2008年 (平成20年)	2009年度 (平成21年)	2010年 (平成22年)
件数	76	93	95	68	68
死亡(人)	0	1	2	1	1
負傷者数(人)	108	114	108	91	86

施策の基本方針

交通安全の体制整備

- ・交通対策協議会、交通安全協会、交通安全母の会といった交通安全に関連する組織の活動を支援し、また相互に連携した交通安全事業を進めます。
- ・警察(所轄は須賀川警察署)や県などとの間で、交通安全に関わる情報の共有化などを推進します。

交通安全性の高い道路空間の形成

- ・交通事故多発箇所などの把握と重点的な対策の実施を図ります。
- ・道路の整備にあたって、県や警察などと連携・分担して、ガードレール・カーブミラー・標識・信号機などの交通安全施設の整備を進めます。
- ・交通安全性を向上するため、線形や交差点形状の改良などの工夫を検討します。



交通安全に関する意識向上のための普及・啓発

- ・各季の交通安全運動を、警察や地域などと連携して実施します。
- ・小中学校において、交通安全教育の充実・強化を図ります。
- ・広く町民や団体、事業所全体に対して、交通安全に関わる情報の提供と、その重要性に関わる啓発を行います。

主要な事業

事業名称	事業の概要
交通安全関連組織の支援事業	・町交通対策協議会、町交通安全協会、町交通安全母の会などの交通安全に関連する組織の活動支援と連携
交通安全施設整備事業	・県や警察などと連携・分担した、ガードレール・カーブミラー・標識・信号などの交通安全施設の整備推進
交通安全意識啓発事業	・各季の交通安全運動の実施 ・小中学校における交通安全教育の充実・強化 ・交通安全に関わる情報の提供と、その重要性に関わる啓発

-3-(4) 消費者保護の推進

現状と課題

- ・経済のグローバル化、高度情報化の進展、食糧・資源問題の深刻化、少子高齢社会の到来などにより、消費生活をめぐる環境は大きく変化しています。
- ・消費者のライフスタイルの変化や価値観の多様化などがみられる一方で、インターネットを悪用した詐欺などが増加しており、消費者の安心・安全を守るための支援の必要性が高まっています。
- ・こうした中、県に消費生活相談センターが設置され、各種の情報の提供や相談事業などが行われています。
- ・本町においても、県消費生活相談センターと連携して各種の相談会（多重債務相談会など）などを実施しているほか、町独自の総合相談室を設置し、町民の消費生活に関する相談事業も実施しています。
- ・右に記述した、震災の及ぼした影響を可能な限り早期に解消する支援に注力しつつ、これらの事業の充実を図っていく必要があります。

震災が及ぼした影響

- ・震災により、全域にわたって、食料品や日用品、ガソリンなどが不足する状況に見舞われました。
- ・野菜や食肉などの放射能汚染が町民に大きな不安を与えたのみならず、根拠のない情報が錯綜し、「食の安全」をめぐる問題が深刻化し、現在も非常に重要な対策課題となっています。

施策の基本方針

消費者問題の未然防止のための広報

- ・消費に関わる問題を未然に防止するため、国の消費者庁や福島市にある県消費生活センター、警察などが発信する情報などを随時収集し、広報紙や町のホームページなどでの迅速で正確な広報を行います。
- ・警察や防犯関連の団体などと連携して、詐欺と疑われる行為への注意喚起なども実施します。

消費者トラブルの解決のための相談体制の充実

- ・消費者トラブルの解決のため、県消費生活相談センターと連携した相談事業などを実施します。
- ・町の総合相談室において、町民の消費生活に関する相談事業を継続するとともに、充実を図ります。

食の安全の確保と周知

- ・「食の安全」の確保を重視し、関連する情報の収集と広報の充実を図ります。
- ・東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故による食品（野菜・米・牛乳・食肉など）汚染の有無についての検査（国や県などによる）の結果を速やかに入手し、公表します。

注) 印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

- ・万が一、国の基準値を超える値が検出され、県から出荷停止などの措置が命じられた場合には、迅速・的確に対応します。

主要な事業（* のついているものは震災復旧・復興関連事業）

事業名称	事業の概要
消費者問題に関わる情報提供事業	・各種機関の消費者問題に関わる情報の収集と広報
消費者相談事業	・県消費生活相談センターと連携した相談事業 ・総合相談室における相談事業
食の安全確保事業	・「食の安全」に関わる情報収集と広報
放射能検査結果の収集・広報事業	・町内の食品などに関わる放射線量の検査結果の収集と広報

-4-(1) コミュニティづくりと地域交流の促進

現状と課題

- ・近年、地域コミュニティのもつ力が薄れてきているといわれ、その再生と活性化は、少子高齢などが進行する中であって極めて重要な課題となっています。
- ・本町においても、大都市などと比較すれば地域づきあいや相互の助け合いなどの風土がまだ残されているとはいえませんが、町民のライフスタイルや価値観の多様化、町外からの転入者の増加などもあり、やや希薄化する傾向がみられます。
- ・13の行政区、そしてその下に班組織を定め、各々に地区集会所(29箇所)などの施設を整備して地域活動を支援していますが、加入率が低下し、担い手が減少するなどの問題も生じています。
- ・また、町内の各所で、夏の盆踊りや秋の祭礼、仁井田八幡神社の祭礼花火、熊野神社太々神楽といった伝統行事などが行われています。
- ・秋の文化祭や鏡石駅伝・ロードレース大会などの全町的な行事においても、地域団体による出展や各種競技での応援などの風景がみられます。
- ・今後は、こうした地域活動や行事をさらに活発化し、コミュニティを再生・強化していくための取り組みが求められています。

震災が及ぼした影響

- ・鏡石三区コミュニティセンターが全壊したほか、多くの集会所も一部損壊するなど、地域コミュニティ活動の拠点である施設が大きな被害を受けました。
- ・一方で、相互が協力し合って、避難生活の改善や生活や産業の再建に向けた取り組みが行われるなど、地域の「絆」が強く感じられた経験でもありました。
- ・地域コミュニティの重要性と、それを守り育てることが重要な課題であるということが再認識されました。

地区集会所の一覧と震災による被害

名称と震災による被害	
1. 久来石転作定着化総合研修施設(一部損壊)	16. 仁井田多目的集会所(一部損壊)
2. 桜岡多目的集会所	17. 仁井田公民館
3. 笠石多目的集会所	18. 鏡田転作技術センター(一部損壊)
4. 南町集会所(一部損壊)	19. 深内多目的集会所
5. 笠石北集会所	20. 大池団地集会所
6. 笠石新栄町集会所	21. 蒲之沢多目的集会所(一部損壊)
7. 農村婦人の家(一部損壊)	22. 高久田多目的集会所(一部損壊)
8. 笠石防災センター	23. 南高久田多目的集会所
9. 杉林団地集会所	24. 成田構造改善センター
10. 鏡石一区集会所(一部損壊)	25. 北町集会所
11. 鏡石二区集会所(一部損壊)	26. 西原地区生活改善センター
12. 鏡石三区コミュニティセンター(全壊)	27. 豊郷構造改善センター(一部損壊)
13. 桜町俵井集会所(一部損壊)	28. 旭町コミュニティセンター(一部損壊)
14. 鏡石四区集会所	29. さかい集会所
15. 緑ヶ丘団地集会所(一部損壊)	-



町民からの提案(「鏡石町のまちづくりに向けた町民提言書(平成23年9月28日)」から)

- ・隣近所の仕切りを取り払ったコミュニティづくりをすすめ、互いに助け合う互助の意識を高め、いざというときの町民力・地域力の向上を目指そう。
- ・人とのふれあいや豊かなコミュニティを求める声を背景に、ばらばらな運動会を世代交流型のひとつの運動会にしよう。

施策の基本方針

地域の活動拠点の整備

- ・地域活動とコミュニティ形成の拠点としての集会所などを町が整備していますが、これらの地域主体での維持・管理委託を継続し、必要に応じて修繕などの措置を講じます。
- ・震災で全壊した鏡石三区コミュニティセンターの改築を行います。
- ・町公民館や勤労青少年ホームなどの公共施設においても、様々な地域活動の場として活用したり、地域活動を支援するため、その機能の強化を図ります。

地域イベントの充実

- ・地域コミュニティの活性化に結びつく行事の継続的な開催と充実を図ります。
- ・行政区の活動支援や広報による情報周知、場合によっては共催などを通じて、地域でのお祭りや伝統行事をはじめ、各種のイベントの活性化を図ります。
- ・小中学校における学校行事などへの地域参加を促進するための広報などの支援も推進します。

行政区の機能強化

- ・13の行政区への財政支援などにより、地域組織の機能強化を図ります。
- ・地域リーダーの発掘・育成のため、関連情報の収集と提供などに努めます。
- ・行政区の適正規模について継続的に検討し、必要に応じて改編も検討していきます。

主要な事業(* のついているものは震災復旧・復興関連事業)

事業名称	事業の概要
コミュニティ施設維持・管理事業	・地域コミュニティ拠点(地区集会所など。29箇所)の維持・管理と修繕
鏡石三区コミュニティセンター改築事業	・震災で全壊した鏡石三区コミュニティセンターの改築
地域イベント広報事業	・地域でのお祭り・伝統行事・イベントに関する広報
行政区運営事業	・行政区への財政支援 ・行政区と班組織への加入率向上のための広報など
地域リーダー発掘・育成事業	・地域リーダーの発掘と育成のための情報収集と提供 など

-4-(2) 男女共同参画の地域づくり

現状と課題

- ・女性に対する不当な差別や、必要以上の男女による分け隔てがなく、様々な場面で生き生きと活躍のできる「男女共同参画社会」をつくることが求められています。
- ・本町においても、多くの女性が、産業の担い手になっており、特に、福祉や教育をはじめとする多くの分野で大きな役割を果たしています。
- ・各種の団体や組織での活躍や、行政計画の検討にあたっての女性の参画も、徐々に増えてきています。
- ・男性や社会全体の意識改革をさらに進めることで、こうした動きをさらに加速させていくことが必要であると考えられます。

震災が及ぼした影響

- ・現在は、町民の生活の再建や町の復旧・復興に全力を注ぐべき時ですが、女性の社会進出に本格的に取り組むことを後回しにするのではなく、むしろこの機会を活用して男女共同参画社会の構築を図ることが求められていると考えられます。

施策の基本方針

男女共同参画の推進に関わる啓発

- ・庁内や関係機関において、率先して「男女共同参画社会」に関わる意識改革に努めます。
- ・広報紙や町のホームページ、掲示物やパンフレットなどの多様な手段を用いて、男女の平等や男女共同参画社会に関わる啓発活動を行います。
- ・女性の産後の職場復帰の推進、男性を含めた働き過ぎの防止や育児休暇の取得（「ワークライフバランス」の確保）と、女性の家事労働や育児の負担の軽減などの必要性などについても広く伝えていきます。
- ・小中学校教育や生涯学習の場においても、教育・啓発活動を推進します。

共同参画の実践

- ・町行政において、女性職員の能力や意欲を踏まえた積極的な採用・昇進を行うとともに、日常業務にあたっての共同参画を率先します。
- ・男女共同参画を実現するための基盤となる保育機能の充実や子どもの居場所づくりなど、児童福祉施策や都市づくり施策などと連携して、子育て環境の整備を図ります。
- ・各種の審議会・委員会など公的な会議への女性委員の登用を推進します。
- ・各種の地域活動などにおける女性の活躍を支援します。



注) 印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照

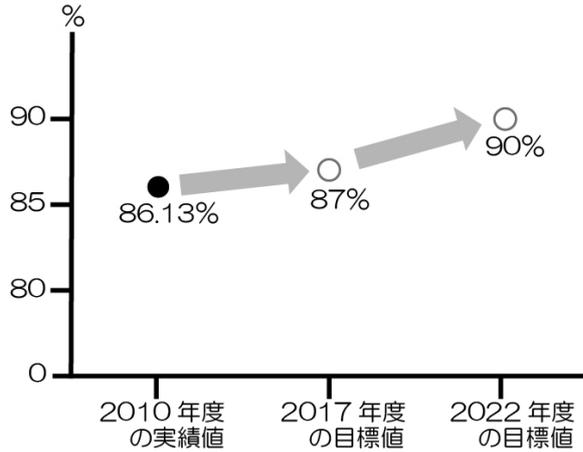
主要な事業

事業名称	事業の概要
男女共同参画に関する啓発事業	<ul style="list-style-type: none">・ 庁内や関係機関における率先的な意識改革・ 関連事項に関する啓発・ 小中学校教育や生涯学習の場における教育・啓発
男女共同参画の実践事業	<ul style="list-style-type: none">・ 町行政における共同参画の実践・ 子育て環境の整備・ 公的な会議への女性委員の登用推進・ 地域活動などにおける女性の活躍の支援

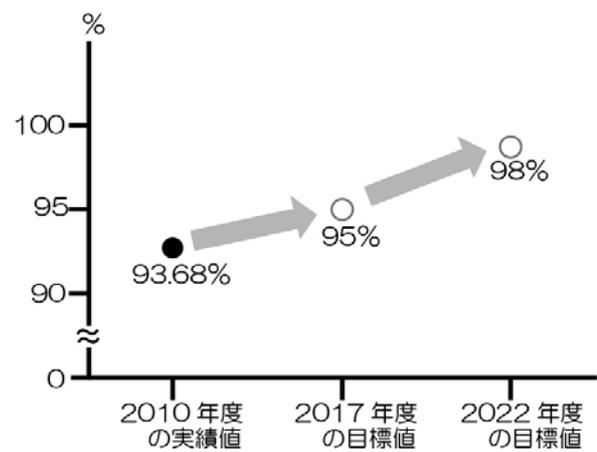
福祉・安心安全・コミュニティ形成分野における目標指標

・福祉・安心安全・コミュニティ形成に関わる分野において、次に示す目標指標の達成を目指します。

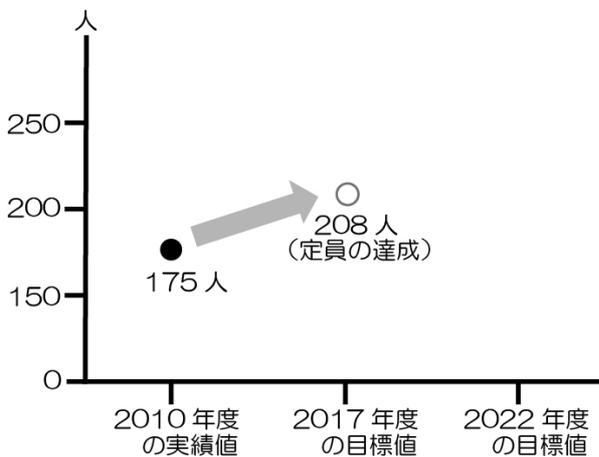
国民健康保険税の収納率



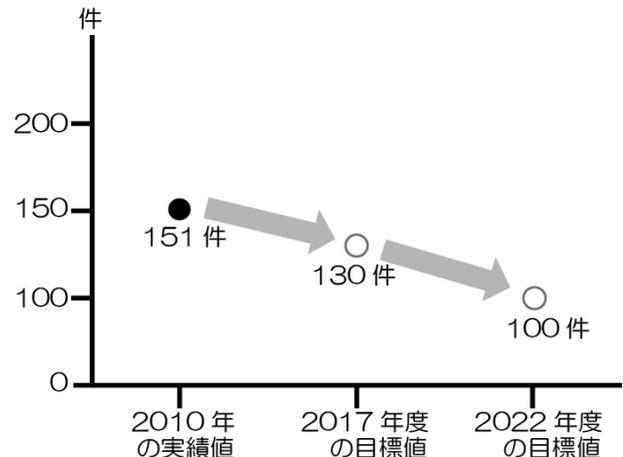
介護保険料の収納率



消防団員の数



犯罪認知件数



交通事故の発生件数

